

(別紙2)

令和2年5月1日

伊丹市健康福祉部地域福祉室
介護保険課長 様

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
法人事務局長 林 秀和

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団が受託運営する
地域包括支援センターが休業した場合の体制について

平素は、当法人の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、仮に当法人の地域包括支援センター（以下「センター」という。）職員が感染する等して、当該センターが休業となった場合の体制をあらかじめ下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

記

1. 体制

①当法人が運営する4つのセンターを下記のとおり2つのグループに分け、一方が休業した場合、A Bそれぞれのグループ内で他のセンターが総合相談業務及び介護予防ケアマネジメント業務等を代行する。グループ内のいずれのセンターも休業した場合は、他のグループの同一番号(①②)のセンターが代行する。(事務所が閉鎖される場合は、留守番電話で案内予定)

	①	②
グループA	天神川・荻野センター	稲野・鴻池センター
グループB	伊丹・摂陽センター	笹原・鈴原センター

②上記を原則としながら、代行する業務が許容量を超える場合や緊急対応が必要な案件が同時に発生した場合、又は笹原・鈴原地域包括支援センターのように営業日が異なることで対応できないことを未然に防止するために、後方支援体制を構築して頂くことをお願いしたい。

2. 連絡先

天神川・荻野地域包括支援センター 電話：777-7002 FAX：777-7006
稲野・鴻池地域包括支援センター 電話：780-1733 FAX：781-7088
伊丹・摂陽地域包括支援センター 電話：775-2776 FAX：775-2810
笹原・鈴原地域包括支援センター 電話：773-6223 FAX：773-6625

以上